





## 1. ご利用の事業所の概要

### 1) 名称等

事業所の名称	訪問看護ステーション長門
所在地	大分県佐伯市鶴岡町1丁目6-3
管理者の氏名	山田 千幸
電話番号	0972-24-3082
FAX 番号	0972-23-2809
事業者指定番号	4460590666
通常のサービス提供地域	佐伯市

### 2) 職員体制

区 分	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
管 理 者	看護師	1名		管理総括	1名
訪 問 看 護	看護師	7名		訪問看護	7名
	准看護師	0名		訪問看護	0名
	理学療法士	4名		リハビリテーション	4名
	作業療法士	1名		リハビリテーション	1名
事 務 職 員			1名	保険会計事務全般	1名

### 3) サービスの内容

- (1) 病状、傷害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- (4) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言）
- (5) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (6) 住まいの療養環境の調整と支援
- (7) 苦痛の緩和と看護、ターミナルケア
- (8) リハビリテーション

（理学療法士等による訪問看護は看護業務の一環としてのリハビリテーションです。）

- (9) その他（家族の相談と支援、地域社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

### 4) 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日 定休日なし
営 業 時 間	午前8時00分～午後5時00分

※ サービスを提供する主な看護師等は次の通りです。

なお事業者の都合により看護師等が変更する場合があります。

氏 名                      安達 秀美                      連 絡 先                      0972-24-3082

## 2. 事業所の目的・運営方針

### <事業の目的>

介護保険法・健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

### <運営の方針>

訪問看護事業は、利用者の生活の質の確保を支援する立場から、利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能回復又利用者の自立の可能性を最大限に引き出す事を目指します。

訪問看護事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めます。

## 3. 利用料金

1) 利用負担額・・注) 1割又は2割又は3割負担の方がいます。

(1) 介護保険を利用する場合（この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です）

(1割負担金額の場合)

訪問看護	時間等	要介護	要支援（介護予防）
	20分未満（条件あり）	314円	303円
30分未満	471円	451円	
30分以上 60分未満	823円	794円	
60分以上 90分未満	1,128円	1,090円	
訪問リハビリ	20分（1回）	294円	284円
			※279円
	40分（2回）	588円	568円
※558円			
60分（3回）	795円		

※利用開始から12か月超えた場合

※ 介護保険を利用される場合は、上記の基本料金が利用者負担となります。2割・3割負担の方は負担割合分の料金となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。

※ その他、サービス提供体制加算（1回につき6円）や適用時看護体制強化加算、また利用者の状態により、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、長時間訪問看護加算、退院時共同指導加算、初回加算、夜間・早朝、深夜加算、複数名訪問看護加算、ターミナルケア加算等が付く場合があります。その他、集合住宅の場合減算した料金となることがあります。

※ 保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、いったん介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、各市町村の窓口へ提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 医療保険を利用する場合（この金額は、医療保険の法定利用料に基づく金額です）

一般（70歳未満）：訪問看護に要する費用の3割

高齢受給者（70から74歳）：訪問看護に要する費用の2割又は3割

後期高齢受給対象者（75歳以上）・訪問看護に要する費用の1割又は3割

（1割負担金額の場合）

		金額
訪問看護基本療養費	週3日まで	555円
	週4日以上 (理学療法士等による場合)	655円
		555円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問1回につき	767円
	2日目以降の訪問1日につき	300円
ベースアップ評価料（1回/月）		78円

自立支援医療受給者証（精神通院）又は特定医療費（指定難病）受給者証・訪問看護に要する費用は自己負担上限額まで

労働者災害補償保険受給者・訪問看護に要する費用の0割（条件あり）

※ 利用者の状態により、

24時間対応体制加算（1割負担の場合652円）、特別管理加算（1割負担の場合250円又は500円）、長時間訪問看護加算（訪問看護実施時間が90分を超えた場合、週1回に限り520円）、緊急訪問看護加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、乳幼児加算、幼児加算、訪問看護情報提供療養費、複数名訪問看護加算、ターミナルケア加算療養費、夜間早朝・深夜加算等が付く場合があります。

2) 利用者の負担金は、1ヶ月ごとにお支払いいただきますようお願いいたします。

お支払い方法は現金集金、または窓口にて25日までに入金をお願いします。また、自動引き落としも対応します。

3) 交通費：

介護保険（佐伯市内）	無 料
介護保険（佐伯市外）・医療保険・労災	5km未満50円、 以後5km毎に50円追加（1回につき）
離島にお住まいの方	船賃も別途徴収

※距離は当事業所から訪問先までの地図上の片道の移動距離から算出します。

4) その他の加算料金

時 間 帯	料 金
医療保険での夜間の訪問看護加算が適応しない場合の 業務時間外訪問	1回 1,100円
医療保険での長時間訪問看護加算が適応しない場合の 90分を越えた訪問	1回 1,100円

5) その他の費用

- (1) 死後の処置料 11,000 円
- (2) お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の利用はお客様のご負担になります。
- (3) キャンセル

キャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡下さい。(利用者の急変など、緊急性がある場合にはキャンセル料は不要です)

ご利用前日の午後 5 時までにご連絡頂いた場合	無料
上記以後に連絡を頂いた場合	1,100 円

- (4) その他、費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たもの限り徴収するものとする。(通院介助・機器貸出等)

4. 緊急時の対応について

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

5. 事故発生時の対応

当事業所のサービス利用中に病状に急変、その他の緊急事態が生じた時には、ご利用者の必要に応じ手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。また、必要に応じて当該利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及び市町村等に連絡いたします。

6. 損害賠償について

事業者は、サービス提供にあたってご利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

7. 感染症蔓延時の対応について

- 1) 事業者は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね 3 月に 1 回以上の委員会開催された結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的実施します。
- 2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

## 8. 社会情勢及び災害時の対応について

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

## 9. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10. 解約等

訪問看護契約書第9条～第12条を参照下さい。

契約書第8条でいう事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能とは、台風や地震などの災害により交通手段が絶たれたり訪問に危険が伴ったりした場合、その他結核、新型ウイルス等による感染拡大の危険がある場合、利用者からの暴言暴力等、自らの責めに帰すべき事由によらない場合等をいいます。

## 11. 守秘義務と個人情報の取扱いについて

- 1) 事業者は、訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- 2) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 3) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。
- 4) 事業者は、利用者・利用者の家族の個人情報について、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議・主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。また、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。
- 5) 看護師・理学療法士・作業療法士は、専門職として医療・保健・福祉等の幅広い領域において、看護・治療・援助・指導を実践しています。こうした実践から得られた事例を、学会や各領域における学術研修会等で報告させていただくことがあります。これによって、個人が特定されることはありません。また、協力いただく場合、事前に説明し同意を得ることといたします。
- 6) 1)に関わらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

## 12. 高齢者虐待防止に関する事項

- 1) 事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- 2) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報します。

## 13. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

## 14. サービス内容に関する苦情

- 1) サービスに関する相談、苦情は、次の窓口にて対応いたします。

ご利用者及びそのご家族等の要望にお応えできるよう迅速に対応致します。

訪問看護ステーション長門	電話 0972-24-3082
--------------	-----------------

- 2) その他

お住まいの市町村及び大分県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

佐伯市介護保険係	電話 0972-22-3117
大分県国民健康保険団体連合会	電話 097-534-8470



## 15. その他

- 1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
- 2) 原則として、担当者の選定はできません。
- 3) あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は利用者または事業所の都合により変更または中止する場合があります。その場合、双方ともできるだけ早く連絡を入れます。
- 4) あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情により遅れる場合があります。
- 5) 感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供に ご協力をお願いします。
- 6) 職員がお茶、お菓子、お礼や、品物等を受け取ることは、事業所として禁止しています。
- 7) 臨地実習施設として、学生の在宅療養中の利用者に看護援助・リハビリの実習をさせて頂いております。是非看護教育の必要性をご理解の上、ご協力をお願い致します。
- 8) 理学療法士等が提供をしている訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としての リハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問をさせて頂くものです。従って主治医への計画書及び報告書の内容について看護師と理学療法士等が共同して作成し、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価をいたします。
- 9) 貴重品、金銭の管理は、ご利用者、ご家族で行って下さい。職員が出入りする場所 や時間帯に置くことは避けて下さい。
- 10) 大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等の、ご協力をお願いします。

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の開始に際し、上記内容の重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 氏 名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

[事業者]

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 大分県佐伯市鶴岡町1丁目6-3

事業者名 社会医療法人 長門莫記念会 訪問看護ステーション長門

代表者名 理事長 長門 仁 印

[利用者]

私は、本書面に基づいて当事業所職員から重要事項の説明を受け、サービス提供を開始することに同意します。また、私や私の家族等に関わる個人情報について、正当な理由と認められる場合には、サービス担当者会議や各サービス事業者間における連絡等において使用することを承諾致します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

[署名代行者]

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認のうえ、署名代行致しました

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)

署名を代行した理由： \_\_\_\_\_

[家族等(代理人)]

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、利用者の家族としてサービスの提供開始に同意しました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

家族として署名した理由： \_\_\_\_\_

[後見人]

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、利用者の後見人としてサービスの提供開始に同意しました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします

## 【訪問看護重要事項説明書別紙】

1. 訪問看護の内容（提供するサービスの時間、内容は下記の通りです。）

	曜 日	時 間 帯	内 容（概 要）
1)			
2)			
3)			
4)			
5)			

	曜日	算定根拠（単価×回数、加算）	基本利用料（割）	利用者負担額（割）
1)				円
2)				円
3)				円
4)				円
5)				円
6)				円
7)				円
合 計				円
交通費		<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要	1回訪問50×円
			総 計	円